

平成 3 0 年 度

定 期 監 査 報 告 書

山 武 市 監 査 委 員

山 監 第 50 号
平成31年2月22日

山 武 市 長	松 下 浩 明 様
山 武 市 議 会 議 長	加 藤 忠 勝 様
山 武 市 教 育 委 員 会 教 育 長	嘉 瀬 尚 男 様
山 武 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	川 島 文 夫 様
山 武 市 農 業 委 員 会 会 長	今 関 孝 之 様

山武市監査委員 野 島 暉 通

山武市監査委員 本 山 英 子

平成30年度定期監査の結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

この監査の結果に基づき、または、この監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知してください。

監 査 結 果 報 告 書

1 監査の対象及び範囲

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事務の管理

【一般会計・特別会計】

- ・ 総務部
総務課、企画政策課、財政課、東京オリンピック・パラリンピック戦略推進室、市民自治支援課、消防防災課、
- ・ 市民部
市民課、国保年金課、課税課、収税課、山武出張所、蓮沼出張所、松尾出張所
- ・ 保健福祉部
社会福祉課、子育て支援課、高齢者福祉課、健康支援課
- ・ 経済環境部
農林水産課、わがまち活性課、環境保全課
- ・ 都市建設部
土木課、都市整備課
- ・ 教育部
教育総務課、学校教育課、学校再編推進室、生涯学習課、スポーツ振興課、学校給食センター、成東中央公民館、松尾公民館、図書館、成東文化会館、さんぶの森公園管理事務所、歴史民俗資料館
- ・ 会計課
- ・ 議会事務局
- ・ 選挙管理委員会事務局
- ・ 固定資産評価審査委員会
- ・ 監査委員事務局
- ・ 農業委員会事務局

【企業会計】

- ・ 水道課

2 監査の実施期日及び場所

平成 30 年 10 月 29 日から 11 月 15 日まで
山武市役所 監査委員事務局

3 監査の方法

監査を実施するにあたっては、地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿ってなされているかどうかを基本として、各部課等から提出された資料に基づき事前に予備調査を行い、監査執行期日には、各担当部課長等から説明を聴取して実施した。

〈本年度の重点項目〉

- 収入事務に関すること
- 支出事務に関すること
- 収入確保状況に関すること
- 委託料の状況に関すること

4. 監査の結果

本監査を実施した結果、予算の執行状況及び事務事業の執行状況等については、おおむね適正に処理されていると認められた。

5. 意見（総括）

本監査を実施するにあたり、設定した重点項目等について、次のとおり意見を付す。

収入事務及び支出事務について、総計予算主義の原則に基づき、全ての収入及び支出は、歳入歳出予算を編入する必要があるが、依然として収入の一部に予算措置を講じていないものが確認された。適切な措置を講じられたい。

収入確保状況について、持続可能な行財政運営を堅持していくために、自主財源や依存財源の確保に努めるとともに、多様な財源の確保に向け、模索し続けることが肝要である。市税等や市の債権の収入確保はもとより、新たな国庫・県支出金等の財源の確保についても、引き続き、鋭意努力を続けていただきたい。

委託料の状況について、委託契約は、受託者の特殊な技術、設備等の利用や高度な知識等に対価を交付するものである。このため、より効率的で効果的な成果を期待できるが、同一業者と毎年度継続し委託契約を締結している場合は、その必要性や価格の妥当性、選定の合理性を改めて詳細に検証したうえで、契約に臨まれたい。

土木工事の施工等における設計変更契約について、現地の自然的、社会的な条件により、当初設計時では想定できない予期せぬ条件が発生したことが主な要因である。しかし、大幅な設計変更は、発注内容の公平性や透明性に課題を残す。その原因と必要性等を十分に把握し、山武市契約事務取扱要領等に基づき、適切に執行されたい。

一者随意契約について、地方自治法施行令及び山武市財務規則（以下「財務規則」という。）により、契約の相手方を選定した合理的な根拠を簡潔かつ明瞭に記載し、市民への説明責任を果たす必要がある。本監査では、この選定理由の論旨が不明瞭なものが見受けられたので留意されたい。

各課等に提出を求めた契約書等の支出証拠書について、記載誤りや未記入等が散見された。このような軽易な事務上の誤りについては、その都度、担当職員に訂正や改

善を促した。また、財務規則第 69 条「請求書の原則」に則った事務処理については、市部局に対して、早急に適切な対応を講ずるよう要請を行い、職員への周知徹底が図られたところである。

事務事業について、経済性・効率性・有効性等の観点から、地域における経済的・社会的波及効果等を常日頃から意識し、費用対効果の最大化に取り組まれない。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた山武市オリンピック・パラリンピック関連事業について、その機運を醸成する各種取り組みに期待したい。また、ホストタウンである当市の責務として、改正健康増進法に伴う健康や環境面に配慮した対策の速やかな実施を検討されたい。

最後に、本意見及び次頁以降の監査の結果については、今後の予算編成や事務事業の執行等に活かされることを強く要望する。また、職員一人ひとりが、山武市のより良い未来に向けて重責を担っていることを常に念頭に置き、住民の福祉の増進に、一層努められることを切に希望するものである。